

子どもの権利に関する条例検討委員会での論点について

1, 「子ども」の定義

士別市	川崎市	武蔵野市
<ul style="list-style-type: none"> ● 18 歳未満の人(18 歳に達し、20 歳に満たない高校生を含む。)で市内に居住する人、通学する人、通勤する人 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民をはじめとする市に 関係のある 18 歳未満の 者その他これらの者と等 しく権利を認めることが 適当と認められる者 	<ul style="list-style-type: none"> ● 18 歳未満の市民 (団体を 除きます。) その他これら の者とひとしく権利を認 めることが適当と認めら れる者

《参考》

- こども基本法／心身の発達過程にある者
- 子どもの権利条約／18歳未満のすべての者
- 石狩市自治基本条例
 - (1) 住民 石狩市に居住する個人及び石狩市に主たる事務所を置く法人をいう。
 - (2) 市民 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 住民
 - イ 石狩市内で就業、就学その他の継続的な活動を行う者
 - ウ 石狩市内で営業し、又は活動する法人又は団体
 - (3) 石狩市 自治体としての石狩市をいう。
 - (4) 市 石狩市の議会及び執行機関をいう。

2, 大切な子どもの権利

士別市	川崎市	武蔵野市
<ul style="list-style-type: none"> ● 安心して生きる権利 ● ゆたかに育つ権利 ● 自分を守り、守られる権利 ● 意見表明や参加する権利 	<ul style="list-style-type: none"> ● 安心して生きる権利 ● ありのままの自分での 権利 ● 自分を守り、守られる権利 ● 自分を豊かにし、力づけら れる権利 ● 自分で決める権利 ● 参加する権利 ● 個別の必要に応じて支援 を受ける権利 	<ul style="list-style-type: none"> ● 安心して生きる権利 ● 自分らしく育つ権利 ● 遊ぶ権利 ● 休息する権利 ● 自分の意思で学ぶ権利 ● 自分の気持ちを尊重され る権利 ● 意見を表明し、参加する権 利 ● 差別されずに生きる権利

《参考》

- 子どもの権利条約／生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利

3, 責務

士別市	川崎市	武蔵野市
<ul style="list-style-type: none"> ● 大人の責務 ● 保護者の責務 ● 育ち学ぶ施設関係者の責務 ● 地域住民の責務 ● 市の責務 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市の責務 ● 市民の責務 ● 施設関係者の責務 ● 事業者の責務 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市の役割 ● 市民（事業者を含む）の役割 ● 保護者の役割 ● 育ち学ぶ施設の役割

4, 子どもの権利の日

士別市	川崎市	武蔵野市
● なし	● 11月20日	● 11月20日

5, 子どもの参加、意見表明

士別市	川崎市	武蔵野市
<ul style="list-style-type: none"> ● 意見表明や参加の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの参加の促進 ● 子ども会議 ● 参加活動の拠点づくり ● 自治的活動の奨励 ● より開かれた育ち・学ぶ施設 ● 市の施設の設置及び運営に関する子どもの意見 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの意見表明 ● 子どもの参加

6, 子どもの権利保障

士別市	川崎市	武蔵野市
<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの権利侵害に関する相談、救済 ● 子どもの権利委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの権利委員会 ● 相談及び救済（人権オンブズパーソン） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの権利擁護委員 ● 相談・調査専門員

7, 子どもに関する施策の推進

士別市	川崎市	武蔵野市
<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもに関する行動計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの権利に関する行動計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 推進計画の策定（子どもプランを位置付け）